

平成26年 9月 定例会(第3回) 会議録(抜粋)

◆正田富美恵議員 皆様、こんにちは。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をいたします。

最初に、子ども・子育て支援新制度についてお伺いいたします。

国は、消費税が10%になった際の増収分から毎年7,000億円程度を、子育てをめぐるさまざまな課題の解決のための子ども・子育て支援法を平成24年8月に制定いたしました。そしてこの法律と関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育・地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく子ども・子育て支援新制度を、来年4月よりスタートをさせていくこととなっております。

この新制度について、私はこれまでも何度か質問をさせていただきましたが、これから本格的な実施に向けての大事な時期だと思われまますので、確認も含めて質問をさせていただきます。

それではお聞きいたします。子ども・子育て支援新制度は、利用者負担額の変更や認定申請の市への一本化など、就学前の乳幼児を持つ保護者の皆様に直接的な影響を及ぼす制度改正となります。新制度における具体的な内容について、できる限り情報提供と周知を図ることは、新制度の円滑な実施において必要不可欠であると思えます。

そこで、子ども・子育て支援新制度に伴う利用者負担額の取り組みについてと、この制度の保護者への周知をどのように考えておりますでしょうか、お聞かせください。

◎坂巻祐一子ども部長 まず、平成27年度から開始されます予定の子ども・子育て支援新制度におきましては、教育・保育施設の区分に応じて取り扱いが異なり、例えば保育所につきましては、新制度開始とともに例外なく新制度における施設型給付による財政支援の枠組みに移行することとなりますが、幼稚園・認定こども園につきましては、新制度の枠組みに移行するか否かは設置主体の判断に委ねられているというような差がございます。

基本的に、新制度の枠組みに移行するか否かによって、利用者が提供を受ける教育・保育の内容に大きな変更が生じることはないものと認識しておりますが、新制度における利用者負担につきましては、世帯の所得の状況、その他の事情を勘案し国が定める水準を限度として、市町村が定めることとなりますことから、来年度より保育料等の利用者が負担する総額に変更が生じることも想定されております。

新制度における利用者負担に係る国が定める水準につきましては、現時点ではイメージとしての提示しかなく、最終的には平成27年度予算編成を経て決定されるものでございますが、御質問の周知につきましては、利用者負担に係る事項を含め、新制度の内容を適宜市のホームページ、広報紙等によりお知らせしてまいりたいというふうに考えております。

◆正田富美恵議員 利用者負担額に関しては市町村が決めていくということです。市外の幼稚園とか保育園に通っていらっしゃる方もいらっしゃいますし、また幼稚園・認定こども園に関しては、新制度に移行してから説明会をしていくということなんですが、この制度によって利用者負担額がどうなるか、ここが市民が一番聞きたいところだと思います。ぜひ新制度につきましては具体的にどのように変わるのか、丁寧に周知を図っていただきたいと思えます。

次に、子ども・子育て支援事業計画の具体的な内容についてお伺いいたします。今回の事業計画の中で、特に力を入れて取り組む事業はありますか。

◎坂巻祐一子ども部長 まず、保育園における待機児童の現状等を踏まえた教育・保育の提供体制の確保ということにつきましてはもちろんでございますが、ニーズ調査の結果から、保護者の就労状況にかかわらず幼児教育を受けられる多様な選択肢があることなど、必要な情報の提供や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う利用者支援、さらには学童保育所や子供の遊び場など子供の居場所の拡充等も対応すべき課題というふうにとりあげております。

◆正田富美恵議員 ニーズ調査では、地域事情等に対応した事業のあり方、多様な選択があることについてきめ細やかな利用者支援を図る等、さまざまな対応を検討していく必要があると調査結果のまとめをされております。

今回の子ども・子育て支援法には、利用者支援事業として多様な教育・保育が用意され、待機児童解消のために、今答弁でおっしゃったようにさまざまなニーズにふさわしい丁寧な対応が必要になってくると思います。その取り組みの中で、どうしても保育に関しての相談窓口の設置というのは重要だと思います。この相談窓口の設置について、本市ではどのように考えておりますでしょうか。

◎坂巻祐一子ども部長 現在、市では各保育園の空き状況の情報提供をホームページで行っておりますが、加えて本年4月より、園長経験のある再任用職員を子育て支援課に配置して、保護者からの相談に応じているところでございます。

また、子ども・子育て支援新制度では地域子ども・子育て支援事業の中に、子供及びその保護者等、または妊娠している方が幼稚園・保育園や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で相談に応じたり、またニーズに合わせて必要な情報を提供するなどの支援を行う「利用者支援事業」がございしますが、当該事業の実施につきましては、近隣市とも情報交換をしながら、実施場所等を含め、子ども・子育て会議の意見も参考にしながら検討してまいりたいというふうにとりあげております。

◆正田富美恵議員 相談窓口において、やはり保育の専門の方たちが対応してくれるというのがすごく大事だと思います。その意味で、今他市でも設置をしておりますが、保育のコンシェルジュ、それから保育コーディネーター、このような相談窓口の設置をぜひ設置していただきたいと思っております。

その次に参ります。今、注目を集めているのが、行政のデータを利用して郵便番号と子供の生年月日を入力することで、育児に必要な予防接種や健康診断、子育て支援情報を配信してくれるサービスです。東京都文京区では、妊娠週数や月齢に応じて、胎児や赤ちゃんの成長の様子や予防接種の予定など詳細な情報が、赤ちゃんが生まれる前の産前に毎日届く子育て応援メール配信事業が大変好評だと伺いました。

子育て支援を推進していく本市でも、この配信メールを実施すべきだと思いますが、子育てに便利な情報発信メール配信事業に本市もいち早く取り組んではいかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

◎坂巻祐一子ども部長 現在、子育て情報の発信といたしましては、本年5月に作成いたしましたやちよ子育てハンドブックや、八千代市のホームページ上にある「にこにこ☆元気」にて、子育てに関するイベント情報などさまざまな情報を提供しているところでございます。また、やちよ子育てハンドブックにつきましても、パソコンやスマートフォンでダウンロードすることにより、閲覧が可能とな

っております。

御質問の配信サービスにつきましては、それぞれの保護者が生年月日や希望する情報などを登録していただくことにより、年齢やニーズに合う情報をみずから検索することなく提供を受けることができるというものであります。このサービスにつきましてはどのような配信方法があるのか、そのサービスごとの利点や欠点、対費用効果等を勘案した上で導入の是非も含め、今後研究してまいりたいというふうに考えております。

◆**正田富美恵議員** 登録すれば、育児・保育・子育ての情報が届く子育て配信メール。本市では防犯メール、イベント情報メール、そういうメールがどんどん届いてきておりますが、このようなメールと同じように子育て支援情報メールの配信をするべきだと、ぜひ実施していただきたいと要望いたします。

次に、総合的な放課後対策について質問いたします。

国は、来年度から文部科学省が所管する放課後子供教室と、厚生労働省が所管する放課後児童クラブ・学童保育を一体で運営する施設を新たに2,000カ所整備することを決めました。これにより、親の就労に関係なく、子供たちの放課後の居場所を拡充していく方向です。

本市の放課後子ども教室は26年度より業務委託をやめ、市が直営実施をすることになりました。運営形態が変更となった放課後子ども教室の現状と課題等をお聞かせください。

◎**坂巻祐一子ども部長** 学校型の放課後子ども教室は、これまでに八千代台西小学校及び村上北小学校の2校において実施してきたところでございます。本年度において1カ所の増設を図り、この10月には西高津小学校においても実施することとしているところでございます。

既設の八千代台西小学校及び村上北小学校におきましては、昨年度まで業務委託により実施していたところでございますが、本年度より市が直接実施する形態に運営手法の変更を行ったところでございます。

状況といたしましては、昨年度までと変わらず、子供たちの安全・安心な活動拠点の確保等、放課後子ども教室の目的に沿った運営を実施できているものというふうに認識しております。

◆**正田富美恵議員** 留守家庭もふえて凶悪犯罪も増加している中、子供たちを取り巻く環境は年ごとに著しく変化してきております。やはり全小学校での放課後子ども教室の実施が望ましいと私は思います。

今後の放課後子ども教室の取り組みについてどのように考えておりますでしょうか、お聞かせください。

◎**秋葉就一市長** 正田富美恵議員の一般質問にお答えをいたします。

本市における学校型の放課後子ども教室の整備につきましては、今後、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定していくこととしております。

この次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画は、国が示す行動計画策定指針に即して策定するものとされており、本年秋に国が示す予定の新たな行動計画策定指針には、放課後子ども教室の平成31年度までの整備計画等を盛り込むこととされております。

このことから、先ほど申し上げました現在策定中の次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画と、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画を一体とした計画の中に

放課後子ども教室の整備量等を定めた上で、計画的な整備に努めてまいりたいと考えております。

◆**正田富美恵議員** まだ決まっていないということですが、私この質問は何度もさせていただいております。以前も提案をさせていただきましたが、今現在、八千代市で放課後子ども教室を実施しているのは小規模な学校でございます。やはり八千代市内には大規模な小学校もございまして、ぜひ校庭などを使って放課後子ども教室の実施を、ぜひ全小学校で実施をしていただきたいと思います。

それでは、放課後子どもプラン推進事業の中の校外型、フリーパレットについて伺います。

フリーパレットは、小学生はもちろん中学生・高校生も通うことのできる施設です。本市には子供たちが気軽に遊べる児童館や公民館が少なく、部活動や塾に行っていない中学生や高校生の居場所がなくなっております。そのような中でのフリーパレットは、小学生から高校生まで過ごすことのできる施設です。

しかし、22年から23年度までは1,000名を超える利用者に対して、このところ激減しているようですが、現在の状況をどのようには把握されているのか、お聞かせください。

◎**坂巻祐一子ども部長** フリーパレットは、放課後または土曜日に気軽に集うことのできるスペースとして、小学校の高学年から中学生・高校生を対象に週3回オープンしており、平成25年度利用人数は延べ259人ございました。

内訳といたしましては、小学生が88人、中学生が83人、高校生が88人となっております。状況といたしましては、平成24年度、平成25年度と利用者の減少が見られており、今後の利用人数の拡大が課題となっているところでございます。

◆**正田富美恵議員** このフリーパレットに関しましては、周知不足なのではないでしょうか。小学生だけではなく中学校・高校生が気軽に利用できるような周知を徹底することが不可欠だと考えます。

フリーパレットの今後の取り組みについてどのように考えているのか、お聞かせください。

◎**坂巻祐一子ども部長** 今後の利用ということですが、利用人数の減少を回復させるために、今後、児童・生徒及びその保護者や地域の方に対して一層の周知を図るとともに、利用しやすさを向上させるために、今まで利用する前に必ず加入していただいた傷害保険につきまして、既に御家庭で保険に加入されている場合もありますので、強制ではなく任意での加入とさせていただき、今後も気軽に集うことのできる居場所としての施設運営を目指していきたいというふうに考えております。

◆**正田富美恵議員** 保険の加入がなくなるということで、大変いいかなと思います。校外型の放課後子ども教室の周知は当然のこととして、中学・高校生も含めて子供たちが気軽に立ち寄れて、世代を超えて集える居場所として充実をさせていくことを強く望みます。

次に、学童保育の充実について伺います。

全国学童保育連絡協議会の調査では、国の学童保育利用児童数が2014年5月時点で93万3,535人となり、過去最多を更新し、学童保育の待機児童は9,115人いると発表いたしました。しかし、これには本来希望しながらも申請を諦めた潜在的な待機児童は入っていない、潜在的な待機児童は40万人を超えるとのこと。

本市において、定員より多く児童が入所している学童保育所はありますでしょうか。また、学童保育の待機児童の現状はいかがでしょうか。

◎坂巻祐一子ども部長 学童保育所におきましては、待機児童対策の一環として、児童受け入れ人数の弾力化を実施しておりますが、そうした中で入所児童が定員を上回っている学童保育所は、平成26年8月1日現在で4カ所となっております。

また、同日現在における待機児童数は、11学童保育所において67名となっているところでございます。

◆正田富美恵議員 待機児童が67名いるということですが、今後拡充する考えはありますでしょうか。

◎秋葉就一市長 学童保育所につきましては、先般実施いたしましたニーズ調査の結果に基づき、今後必要となる事業の量の見込みを子ども・子育て会議における検討課題とし、確定に向けて協議をしているところでございます。

量の見込みが確定した後、今後策定する子ども・子育て支援事業計画の中で、施設の拡充等も視野に入れた必要な事業量を確保するため、方策を定めていく予定となっております。

◆正田富美恵議員 施設の拡充も視野に入れるということですが、地域の声は、このニーズ調査ではなかなか把握できないと思います。現在、学童保育所を設置していない小学校区もあります。そのようなところを最優先して全小学校区に整備するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

◎秋葉就一市長 今後の学童保育所の施設整備につきましては、先ほど説明させていただきました子ども・子育て支援事業計画の中で今後方向性が定められることとなりますが、ニーズ調査の結果に基づく各圏域の量の見込みが現状の定員を上回っている場合に確保方策を定めることとなります。

現在、学童保育所が設置されていない小学校区もございりますが、今後確定する量の見込みに基づき、施設整備を検討してまいりたいと考えております。

◆正田富美恵議員 私これ何度も質問をさせていただいているんですけども、阿蘇小学校区に学童保育所の設置がありません。阿蘇小学校の児童は佐倉市の学童に通っております。子育て支援策の飛躍的充実を選挙公約にしている秋葉市長ですので、ぜひ子育てしやすいまちづくりを進めている市長が、その市長の手で阿蘇小学校に学童保育所の設置をしていただきたいと思います。

ことし8月、厚生労働省と文部科学省は放課後子ども総合プランで、開設場所について空き教室の徹底活用を求めて、市町村の教育委員会等が責任を持って運営に当たると明記されております。教育長、御存じですよね。空き教室に関して、教育委員会が各学校の状況をしっかりと調査をしていただき、学童保育の拡充・整備をぜひ推進していただきたいと思います。以前質問をしたときに、阿蘇小学校には空き教室がないということでしたので、ぜひこの辺よろしく願いいたします。

それでは、学童保育の最後の質問ですが、昨年もお聞きいたしました。その際、ニーズ調査の結果を踏まえて検討していくとの御答弁でしたが、再度伺います。制度改正によって学童保育の対象児童が小学校6年生までとなりましたが、本市の対応について見解はいかがでしょうか。

◎坂巻祐一子ども部長 子ども・子育て支援法の制定により児童福祉法が改正され、学童保育事業における対象児童が来年度から、小学校に就学している児童となり、学年の制限がなくなることとなります。

しかしながら、3年生までを主な対象児童としております現在におきましても、待機児童が発生している学童保育所が多数ありますことから、来年度以降の入所審査の際からは低学年の児童を優先することとし、高学年の児童につきましては、当分の間は可能な範囲で受け入れを実施する予定となっております。

◆正田富美恵議員 ありがとうございます。

次に、子育て支援最後の質問です。産後ケアの取り組みについてお伺いいたします。

現在の少子化対策は、待機児童の解消や、仕事と子育ての両立支援などに光が当たっておりますが、それも大切でしっかり進めていかなければなりません。しかし、妊娠・出産の時期への支援も今後は充実させていく必要があると思います。

産後ケアとは、出産後の女性の心身をサポートすることです。女性は出産すると体に大きな負担がかかるのに加え、ホルモンのバランスが崩れたり、夜の授乳で生活リズムが乱れたりして強いストレスにさらされます。精神的に不安定になりがちで産後鬱になったり、最悪の場合、子供を虐待するなどのおそれもあります。核家族化が進行し、地域のコミュニティも希薄化する中、ひとりで悩み孤立する母親も多く、両親が遠くにいる、または高齢だったりと全面的に頼れないケースも出てきております。本市でもそのような状況が多くあるのではないかと推察されます。

そこでお聞きいたします。現在本市で取り組んでおります出産後の全戸訪問等の母子保健事業、その取り組みから見える現状はいかがでしょうか。

◎坂巻祐一子ども部長 現在、母子健康手帳交付の際に妊娠届け出書に記載された内容をもとに、必要な方に対して保健師が電話や家庭訪問等で妊娠中からの支援を行っております。

課題といたしましては、妊産婦の精神疾患、若年妊娠などの背景に加え、家族や周囲の支援が少ないなど多くの問題を抱える家庭の場合、養育困難な状況に陥りやすいため、妊娠期から出産直後までの支援を特に集中的に行う必要性があることかと認識しております。

◆正田富美恵議員 本市でも今後、妊娠・出産支援を大幅に強化し、心身のケアや育児サポートを行う産後ケア事業、シニア世代が話し相手になるなどの支援を行う産前・産後サポート事業等、地域や社会全体で子育てを応援し、出産や育児に関する不安を少しでも取り除く体制整備が望ましいと思われれます。

産後間もない母親と赤ちゃんをサポートする産後ケア事業について、本市でも取り組むべきだと提案をいたしますが、いかがでしょうか。

◎坂巻祐一子ども部長 御質問の産前・産後ケアの事業ということですが、この産前・産後の支援に関しましては国においても強化方針を打ち出し、今年度、妊娠・出産包括支援モデル事業を実施しているというふうに承知しております。

今後は、このモデル事業の結果を踏まえ、支援のあり方について研究してまいりたいというふうに考えております。

◆正田富美恵議員 ぜひ実施をしていただきたいと要望いたします。

それでは、次の質問に移ります。

生活困窮者自立支援法が昨年12月に制定され、平成27年4月より全国で施行されます。これまで十分ではなかった生活保護受給者以外の生活困窮者に対する第2のセーフティーネットを確立するものです。近年の厳しい雇用情勢や家族・地域のつながりの希薄化を受けて、経済的に困窮したり、社会的に孤立したりする人が増加しております。このような現状を早期に手助けし、自立につなげる仕組みとして生活困窮者自立支援制度が新設されました。

この生活困窮者という対象者を、本市はどのように考えておりますでしょうか。

◎皆見隆明健康福祉部長 お答えいたします。

生活困窮者ということで、現在の生活保護の状況でございますが、過去3年の相談状況については、平成24年度は年間の延べ相談件数が1,093件あり、そのうち保護申請件数が324件ありました。次に、平成25年度の年間の相談延べ件数は949件であり、保護申請件数は301件でした。そして平成26年7月末現在の延べ相談件数は300件あり、保護申請件数は109件でございます。このような状況から、数多くの生活困窮者の相談があると見込んでおります。

また、失業者等の経済的困窮者に加えて、ひきこもりや高校中退者など、家庭や学校・職場・近隣といった人とのつながりや人間関係の構築がうまくいかず、将来的に生活困窮に陥るおそれのある方たち、言い換えれば潜在的な生活困窮者の方も地域にはおられるものと考えております。

◆正田富美恵議員 新聞報道では、全国で高校中退者は約5.4万人、ニートは約60万人、ひきこもりは約26万人となっています。いずれも人間関係の構築がうまくいかず、生活が困窮状態になるリスクを抱えております。

そのような認識の中で、市としてはこの制度をどのように考えて進めていくのか、お聞かせください。

◎皆見隆明健康福祉部長 複合的な課題を抱え、制度のはざまに置かれている方たちへの対応は重要であると認識しており、この制度により新たな相談窓口を設置し、包括的な支援を行うことにより、社会的に孤立しておられる生活困窮者の方に対して早期に把握し、継続的に支援ができるようになり、生活保護に至る前の段階でのセーフティーネットとして機能するものと考えております。

◆正田富美恵議員 新たな相談窓口ということですが、それでは今後どのような相談体制を考えておりますでしょうか。

◎皆見隆明健康福祉部長 本市におきましては、制度の実施に向けた検討を現在健康福祉部内で行っておりますが、福祉部門だけでなく子ども部を初め、税担当部などとも情報共有をする中で事業を検討・整備していくこと。また、施行後も関連部署間における連携の必要性があることから、八千代市生活困窮者自立支援事業あり方検討委員会を庁内に設置し、検討しているところでございます。

庁内におきましては、福祉の相談窓口のワンストップ化を目指し、新たな相談窓口を設置し、市役所まで相談に来ることができない方や電話での御相談があった方などにはこちらから伺う形での、いわゆる訪問型の相談体制を整えてまいりたいと考えております。

いずれの方法にしましても、この制度運営はあらゆる面で人的支援が必要になることから、行政だけの対応は難しく、地域における各種団体・ボランティア等の地域資源とのネットワーク構築

を図ると同時に民間活力の導入を図り、相談等の支援体制を整備してまいりたいと考えております。

◆**正田富美恵議員** 複合的な課題を抱えた市民が制度のはざまに陥らないように、幅広く対応する必要があります。そのためにも、今おっしゃられたネットワークで進んでいっていただきたいなと思います。

それでは、生活困窮者自立支援制度には、平成27年度から必須事業としてさまざま支援のメニューがございますが、本市ではどのような事業を考えておりますでしょうか。お聞かせください。

◎**皆見隆明健康福祉部長** この法律では、必須事業として、就労その他の自立に関する相談支援や事業利用のためのプラン作成を行う自立相談支援事業と、住宅を失うおそれのある生活困窮者に就労支援とあわせて住居確保給付金の支給が行われます。

その他任意事業として、生活困窮家庭の子供たちへの学習支援事業、家計の管理に関する支援等を行う家計相談支援事業などの実施をしたいと考えております。

◆**正田富美恵議員** それでは、先ほどおっしゃいました就労支援の具体的な中身をお聞かせください。

◎**皆見隆明健康福祉部長** 相談支援を行う中で、具体的に就労に向けた支援につきましては、履歴書の作成支援やハローワークへの同行訪問など、現在生活保護受給者の方を対象とした就労支援の体制を参考にし、個々人の状況に応じて対応してまいりたいと考えております。

◆**正田富美恵議員** それでは、生活困窮者の子供に対する学習支援事業が含まれているということですが、本市では既に生活支援事業として八千代・若者ゼミナールを開催し、成果を上げております。

このような取り組みを見る限り、新たな制度での所得格差による教育格差を防ぐことができるのではないかと期待をしておりますが、本市のこの学習支援についてどのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

◎**皆見隆明健康福祉部長** 子供の貧窮に関しましては社会的にも大きな問題になっており、学習支援事業につきましては、市といたしましても重要な施策であると認識しております。

なお、同事業は地域の実情に応じて実施することができるものとされており、本市では県内においても先進的な取り組みとして、平成21年10月から生活保護受給世帯の子供たちに対する学習支援事業としまして、八千代・若者ゼミナールを実施し効果を上げていることから、この事業の拡大・拡充を図り、生活困窮者自立支援法の対象となる世帯の子供たちにも対応できるよう整備してまいりたいと考えております。

◆**正田富美恵議員** 対象枠が広がるということで大変うれしく思います。学習支援の課題となるのが、今でも課題になっておりますが人材と場所ということで、次世代育成会議の中でも話題になっておりますが、人材は、現在行っている大学生のボランティアのほかに教員OB、定年退職されたシルバー世代の方々をお願いしてみたいかなと思います。また、場所については、今地域での社会貢献活動を義務づけられた社会福祉法人が経営している介護施設等の施設に、昼間はデイサービスで使用していても夜間は使用していないわけですから、そういうような施設をお願いしていくのがいいのではないかなと思います。

大切なことは、貧困状況にある子供が教育の機会を得ることで貧困の連鎖を断ち切ることがで

きることです。どのような親元に生まれてこようがきちんとした教育を受けることができる環境を、八千代市の将来を担う大切な子供たちの学習支援に取り組んでいただきたいと思います。

次に、自動体外式除細動器(AED)について伺います。

ことしも八千代市総合防災訓練において、多くの方が講習を受けておりました。自動体外式除細動器(AED)は、心肺停止状態になった場合、心肺蘇生とAEDの使用で飛躍的に助かる人が増加すると言われております。救命救急現場になくはならない重要なものです。いつどこで発生するかわからない中、市内の至るところにAEDが設置されている環境をつくっていかねばならないと思っておりますが、現在はAEDがどこにあるか、市民にはわかりづらいです。

本市でも、学校施設を初め、AEDが公共施設に設置されておりますが、AEDの設置場所がわかる一覧は八千代市にはありませんでしょうか。

◎皆見隆明健康福祉部長 市内の公共施設におきまして、AEDは小学校全校とその他総合生涯学習プラザや駅等を含め、合計71施設72台設置されておりますが、設置場所の一覧については、現在のところございません。

なお、平成27年、来年1月に発行予定の暮らしのナビブック八千代市民便利帳に、公共施設におけるAED設置場所を地図上に表示して掲載する予定でございます。

◆正田富美恵議員 ゼンリンとの協働発行の便利帳にAEDの設置場所が掲載をされるということですが、便利帳の配布先は原則転居者です。市民が一目でAEDの設置場所がわかることが大切だと思います。そして、日ごろから設置場所を知ることが重要だと思います。

現在、八千代市のホームページにはAEDの設置場所が掲載をされておられません。ぜひ市のホームページにAEDの設置場所の一覧を載せるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

◎皆見隆明健康福祉部長 突然倒れ、心臓や呼吸がとまった人を発見した場合、119番通報をして救急隊到着までの間に、胸骨圧迫等の蘇生法とともにAEDの使用が大変有効でございます。日ごろから市民の方へ、設置場所や使用方法等をわかりやすく周知・啓発していくことが重要であると認識しております。

市のホームページへの掲載につきましては、実施していきたいと考えております。

◆正田富美恵議員 ありがとうございます。ぜひ早急をお願いいたします。

AEDについて以前も質問させていただきました。AEDの設置については、学校や公共施設に設置してあると今御答弁いただきましたが、休日や早朝、深夜だとAEDは使えません。特に学校開放事業で体育館を使うのは休日です。近くにAEDがあっても、使えなければ倒れた方は助けられません。

そこで、AEDを24時間あいているコンビニエンスストアに設置することで、休日・早朝・深夜と24時間対応ができると思います。またコンビニの場所はほとんどの方がわかっております。その点から、24時間営業しているコンビニエンスストアへのAEDの設置を強く要望いたしますが、いかがでしょうか。

◎皆見隆明健康福祉部長 24時間出入りが可能なコンビニエンスストア等に設置し、夜間や休日でもAEDを使用できるようにすることは、市民の生命を守る観点から有効な手段であると考えております。

今後、既にAEDを設置している24時間営業の店舗や、AED搭載の自動販売機等の設置状況、先進自治体の取り組み等を参考にしながら検討していきたいと考えております。

◆**正田富美恵議員** 先日、新聞報道で、AEDの一般の方の使用率が3.7%と低いことを発表しました。せっかく助かる救急現場でも使い方がわからない人も多く、フル活用されていないともありました。

そこで、多くの市民が講習を受けられる機会が大事で、普及啓発が大切だと思います。本市の応急手当での普及啓発についてはいかがでしょうか。

◎**岩井精一消防長** お答えいたします。

消防本部では、毎月の定期講習会の開催情報を広報やちよや市ホームページなどを通じて、市民の皆様にお知らせした上で実施をしているところでございます。

随時講習会といたしましては、各種団体等からの申し出に応じ実施しているほか、どーんと祭や救急フェアなどにおいてもAEDの体験の場を設けさせていただいている状況でございます。

過去3カ年度のAEDを含む講習体験者の実績でございますが、平成23年度は1,802人、平成24年度は3,885人、平成25年度は4,329人と年々増加している状況でございます。

特に、平成24年度からは市内全中学校の原則3年生でございますけれども、AEDを使用した救命体験事業を展開しており、毎年約2,000名が体験しております。平成24年からことしの8月31日まででは、延べ5,531人の中学生が体験をいただいております。

市といたしまして、この中学生の救命体験事業を永続的に展開して、人の命が救える、市民が安心して暮らせるまちづくりを進めていきたいと考えております。また市民の皆様に対しましても、AEDを含めた応急手当でのさらなる普及啓発に努めてまいります。

◆**正田富美恵議員** ありがとうございます。中学生が率先して使えるということは大変いいことだと思います。そしてまた、24時間AEDが設置してある、安心してAEDの場所がわかる、そういう取り組みをしていただきたいと思います。そして市民の多くの方が救命の現場でAEDをちゅうちょなく使うことができるよう、AEDを含め応急手当での普及啓発に努めていっていただきたいと思います。

それでは市民サービスの2点目、市役所窓口業務の充実について伺います。

近年、行政が市民をお客様に見立てて、より丁寧な対応、より細やかなサービスを提供しようと、さまざまなサービスをしております。

本市においても、正面玄関に案内図を配置し、1階には電光掲示呼び出し機を設置して、市民サービスに取り組んでいただいております。また、総合案内としてカウンターが設けられており、素敵な女性の方が笑顔で来庁された方たちの対応をしてくださっております。正面玄関入ってすぐにある総合案内は担当課への案内のほか、さまざまな情報提供等が求められてくると思います。

そこで伺いますが、この総合案内の受付業務は委託だということですが、その内容についてお聞かせください。

◎**安斉喜久夫財務部長** お答えいたします。

市役所本庁舎の総合案内につきましては、平成24年5月1日から平成27年4月30日までの3年間、委託総額878万3,700円の長期継続契約で業務委託をしております。市庁舎開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで、3名の従事者がローテーションを組み、常時1名が本庁舎新

館1階正面玄関ホール内にございます案内所において、来庁されたお客様への案内サービスを行っております。

業務内容につきましては、来庁されたお客様に対し、目的の部署や公共機関等の御案内、市民便利帳やパンフレットの配布等を行っております。

また、従事者に対する研修につきましては、受託者において適宜本市の各種制度や業務内容等の研修を行っているほか、業務委託仕様書において案内業務の経験がある者を選任する条件を付しております。

また、従事者の変更等に伴う業務の引き継ぎは、受託者の責任を持って、業務開始時に支障を来すことのないよう万全な体制を整えることとなっており、特段の支障がない業務運営がなされているものと考えております。

◆**正田富美恵議員** 他の自治体では、来られたお客様を一番最初に対応するスタッフとしてフロアマネジャーを配置しているところがふえてきております。銀行や病院などは当たり前においております。これは座って総合案内のカウンターの中にいるのではなく、お客様を立てて迎え案内するということです。来庁された方に歩み寄って要望をお聞きするというものです。その上で要望に対応する部署を御案内し、さらには手続方法や費用などまでも、持ち合わせの市役所に関する広範な知識で対応できる、これが本当の窓口サービスではないでしょうか。このフロアマネジャーを本市でも設置すべきだと思いますが、見解をお聞かせください。

◎**秋葉就一市長** フロアマネジャーの業務は、フロアやロビーにおいて困っていそうな方に積極的に声をかけ、来庁者の要望を聞き、的確な案内を行うものと認識しており、市民サービスの向上を目指して、県内では千葉市の各区役所、四街道市等が配置しております。四街道市には私も議員時代に見学しております。

本市におきましては、市民の皆様が迷わず必要な課に行けるよう、1階に総合案内を設け対応しているほか、全部署において、来庁された市民が迷っている場合には積極的に声をかけ、担当課へ案内しており、また障害者や高齢者の方で担当課へ行くことができない場合には、総合案内からの連絡により担当者が1階まで出向き、生活安全課の窓口や相談室で対応するなど、市民サービスの向上に努めているところでございます。

フロアマネジャーの配置に関しましては、以上のことや庁舎1階のロビーや通路が狭く、配置されている課も少ないこと、また本年2月に旧館及び新館の入り口に設置いたしました庁舎の案内図及び職員等の対応により、今のところ、その目的はおおむね達成されているものと思われま

◆**正田富美恵議員** 今、市長はおおむね達成されているとおっしゃいましたが、本当にそうでしょうか。878万円かけて委託をするのであれば、私はフロアマネジャーを1人配置したほうがよろしいのではないかと思います。例えば車椅子の子供を連れて来庁した場合、天候によって市役所障害者駐車場スペースには屋根がありません。車の乗車ができません。車寄せにもし車をとめて車椅子の子供をおろす場合、入り口には誰もおりません。フロアマネジャーがいたならばすぐにそのことに気づき、車椅子の子供を見てあげて、そして運転手は駐車場に車をとめて行くことができます。また、障害者の駐車場に雨が降っている場合、運転手が障害者だった場合は傘を差しかけることも、このフロアマネジャーがいたらできるのではないかなと思います。

先ほど、全部署において迷っている方に声をかけているとおっしゃいましたが、そうではなくて入

り口で声をかけるべきだと思います。案内板を設置したから、委託をして研修を受けているからそれでいいのでしょうか。障害のある方が屋根のない駐車場に車をとめていただくならば、誰か傘を差しかけて誘導してあげるだけでも補えると思うのです。入り口で困っている人に歩み寄って積極的に声をかけることのできるフロアマネジャーの設置をぜひ要望したいと思います。

市長、いかがでしょうか、もう一度。障害者の方たちのためにぜひ設置していただきたいと思います。

◎秋葉就一市長 庁舎の建物の外に設置されております障害者用の駐車場に車をとめられた方への対応も含めて考えますと、庁舎の中での素早い対応、そしてそうした庁舎外における状況への対応という多様な形での迅速な対応が必要になるものと考えられます。1名での対応では、そう簡単ではないというふうに考えます。

現在、守衛が配置されている入り口のほうでは、守衛の目の届く範囲でそのような対応もするようというふうに行っているところですが、もう1カ所のほうにつきましては、守衛が配置されていない入り口のほうもごさいますので、どういう名称のものにさせるかは今後の検討とさせていただきますこととして、駐車場の対策も考えてまいりたいと考えております。

◆正田富美恵議員 市長は、市民の声を聞くということで答弁をされたこともありますが、ぜひそういう小さな声もしっかりと聞いていただきたいと思います。

それでは、最後の第2斎場について質問いたします。きのうまでの質問でおおむねわかりましたが、違う角度で質問をさせていただきます。

今ホームページに第2斎場の件はさまざま掲載をさせていただいております。そしてまた、私たちは説明会のときに資料もいただきました。その資料の中で1点、私が疑問に思ったことを質問させていただきます。

「平成31年10月までに供用開始が可能な用地」という条件が変更になることがございましたら、改めて本市内において候補地の選定をいたしたいと考えております」と市長名で四市複合事務組合に出しておりましたが、最初7候補地ありましたけれども、その7候補地以外で本気で別の候補地を市長は今回探しましたでしょうか。

◎皆見隆明健康福祉部長 7候補地以外の候補地につきましては、四市複合事務組合と再度その調査をしまして、その中で当然ながら市有地としてはございませんので、民有地の現状の状況等そういうものを調査した中で、今後発生する、最初からの振り出しになりますが、基礎調査だとか、そういうものをやっていく工程の時間がどうしてもその平成31年10月という絶対目標には間に合わないというところで、現候補地、中止になりましたが、その段階で現候補地以外に新たな候補地は見出せないという結論に至った次第でございます。

◆正田富美恵議員 本気で探していないということですね。習志野市の宮本市長は今の時点で候補地がないということで、そして検討会を今回立ち上げたということなんですけれども、それでしたら本当に検討委員会を市長名で立ち上げたらいかがだったんでしょうか。やはり八千代市民が本当に皆さん多く望んでいるのは、八千代市内に斎場が欲しい、そういう声だと思います。他の候補地でもいいですから、この検討委員会を立ち上げる、そしてまた再度候補地を検討する、そういう考えはなかったんでしょうか。

◎秋葉就一市長 昨日も答弁をいたしました。本市として、こうしたらまだ可能なのではないかと等々のことについてあらゆる角度から検討したり、四市複合事務組合に問い合わせ等もいたしましたが、そのほとんどにおいて既に四市複合事務組合で検討済みであって、そうしたあらゆる可能性を考慮しても、平成31年10月までに供用開始は現行の予定地では不可能であるという結論に至ったところでございます。

○坂本安議長 市長、すみません、発言を中止してください。検討委員会を立ち上げてくださいという話なので、それに対して答弁してください。

◎秋葉就一市長 検討委員会を立ち上げるか否かに当たりまして重要なことは、本市が陸続きで囲まれた市でありまして、過去の7候補地もほとんど全てにおいて山林を含む候補地でありましたことから、現計画地において発生したような可能性が全ての箇所において存在し得るというような地理的な特性がございますため、31年10月という竣工期限を考えますと、検討委員会を立ち上げても候補予定地を探すことが極めて困難であるとの判断に至ったところでございます。

◆正田富美恵議員 ホームページには、「第2斎場が必要である理由と八千代市で決定した経緯」ということで、「4市の位置的バランスを考慮し、また市民の利用に不便であるという課題を改善するため」に第2斎場が必要であると書かれております。私もそう思います。市民の方も多くそう思っていると思います。今の市長の答弁ですと、そういう市民の声は無視して、もう習志野市に持っていくと、そういうことですよ。

一つ、私は市長に物申したいんですけれども、市長が議員時代に私も現地の説明会と一緒に参加をしておりました。市長は反対派の方たちといつも一緒におりました。それが本当に市長の今のこの結果を左右しているのかどうかは、私はわかりませんが、でも確かに市長は反対派の方たちと一緒にこの説明会にいらっしゃいましたので、今後もし候補地が八千代市内であった場合にはああいうー私は説明会に行って、いつもいつも心が傷ついて帰ってきました。今いらっしゃいませんけれども、当時の健康福祉部長、本当に皆さんに罵倒されておりました。現地の反対派の方たちに罵倒されておりましたが、そういう思いを市長は見ておりますので、恐らくそういう思いはしたくないのかなと思います。

市長のこの判断は、私は間違っていると指摘して、質問は終わりにしたいと思います。